【委員会記録】

中山副委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10 時 35 分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について、御報告いたします。

さきの委員会以降、福山委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、10 月 19 日から2日間、環境省及び埼玉県体育協会等を訪問し、自然エネルギーの取り組みや、ジュニア世代からのトップアスリート育成の取り組みなどについて調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の 11 月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

○ 議案第 11 号　徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部改正について

○ 議案第 12 号　徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○ 報告第1号　損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】なし

井上警察本部長

それでは、私から9月議会以降の主要施策の推進状況等について御報告申し上げます。

第1点目は、身近な犯罪の抑止と安全･安心の確保についてであります。

本県の刑法犯認知件数は、10 月末現在 5,396 件で、前年同期に比べマイナス 612 件、マイナス 10.2%となっており、引き続き減少傾向にあります。県民に身近な街頭犯罪及び侵入犯罪についても、ともに前年同期に比べ減少しております。

中でも自転車盗については、前年同期と比べマイナス 159 件、マイナス 11%と大きく減少しておりますが、依然として街頭犯罪に占める割合は高く、被害自転車の無施錠率も高いことから、引き続き、県民のかぎかけ意識の向上を図る施策を推進するなど、さらなる被害抑止に努めてまいります。

年末に向けては、金融機関等を対象とした強盗事件の発生が懸念されることから、本年も年末･年始特別警戒として、制服警察官による金融機関等への立ち寄りなどの街頭活動を強化するとともに、現金輸送に携わる警備会社やコンビニエンスストア、全国的に強盗事件が多発している外食チェーン等に対する防犯指導を徹底するなど、犯罪の未然防止に努めることとしております。

他方、振り込め詐欺については、一昨年、昨年と被害件数、被害総額ともに大幅に減少しましたが、本年

10 月末現在の認知件数は 16 件で、前年同期と比べ5件増加しており、被害総額は減少したものの約 1,290 万円に上っております。

また、未公開株等の有価証券、外国通貨の売買や架空投資への勧誘等をめぐる詐欺である振り込め類似詐欺の被害についても高齢者を中心に増加しており、本年 10 月末現在の認知件数は 12 件で、被害総額は約 7,600 万円に上っております。このため、これら特殊詐欺の被害を未然に防止するため、引き続き、金融機関等と連携した水際対策を行うとともに、被害者となりやすい高齢者等に対する広報啓発活動等の各種対策を推進してまいります。

第2点目は、重要犯罪等の徹底検挙についてであります。

本年 10 月末現在における殺人、強盗等の重要犯罪の認知件数は 44 件で、検挙人員は 27 人、検挙率は 68.2%という状況であります。

9月以降、徳島市内における事後強盗事件、板野郡内における殺人未遂事件、板野郡・鳴門市内にまたがるわいせつ誘拐・集団強姦未遂事件等が発生しましたが、いずれも早期に検挙したところであります。今後とも、県民の体感治安の向上に資するという観点から、これら犯罪が発生した際は、迅速・的確な捜査を展開し、早期検挙に努めてまいります。

また、9月以降、JA板野郡農協北島支所職員による多額詐欺事件、鳴門市学校給食会職員による多額詐欺事件を検挙したところであります。

暴力団対策につきましては、先般、県警察からの通知に基づき、県及び吉野川市において、同市内の建設業者に対し、暴力団排除措置要綱に基づく排除措置が決定しました。

公共工事以外の物品や資材調達等の公共事業からの暴力団排除についても、現在、県及び 22 市町村において規程が整備されたところであり、社会全体で暴力団を排除するための対策が着実に進展しているものと認識しております。今後とも、暴力団組織の壊滅に向け、資金獲得活動の実態把握と取り締まりを強化するとともに、暴力団排除条例を社会に広く周知徹底し、積極的に適用するなど、暴力団総合対策を推進してまいります。

第3点目は、交通死亡事故の抑止についてであります。

交通事故につきましては、発生件数、負傷者数とも昨年同期と比べて減少しているものの、交通事故死者数は、昨日現在、前年同期と比べ4人増の 42 人に上っており、第9次徳島県交通安全計画の年間抑止目標である事故死者数 30 人台後半を既に超えております。

交通事故死者数の約3分の2が高齢者であることから、薄暮時間帯や夜間における高齢の歩行者等が被害者となる交通事故の発生を抑止するため、街頭監視や指導・取り締まり活動をさらに強化するとともに、高齢者世帯訪問指導員等による交通安全教育活動や反射材用品の普及・啓発活動等、高齢者を守る活動を強力に推進してまいります。

また、年末に向けて飲酒の機会がふえ、飲酒運転による交通事故の増加が懸念されることから、周辺者3罪と言われる車両の提供、酒類の提供、車両の同乗を含めた飲酒運転取り締まりを強化し、悲惨な交通事故の根絶を図ってまいります。

第4点目は、災害、テロ等緊急事態への対処の強化についてであります。

東日本大震災への対応については、9月定例会で御報告申し上げましたが、その後も、県警察からは、

被災地へ部隊派遣を継続して行っておりまして、震災発生後、本日までに延べ 503 名、473 日の派遣を行っております。こうした特別派遣等を通じて得た震災現場での活動経験等を踏まえ、南海地震や東海・東南海を加えた三連動地震が発生した場合に、迅速・的確な初期対応ができるよう災害対策用資機材の整備等を図っているところであります。

これと並行して、今月８日及び９日の両日、平成 23 年度中国・四国管区合同広域緊急援助隊等災害警備訓練を徳島市の小松海岸において実施し、災害警備活動のさらなる練度の向上と防災関係機関との連携の強化を図ったところであります。

今後とも、初期対応訓練や装備資機材の習熟訓練等を積み重ね、自然災害はもとより、事故やテロ等の最悪の事態も想定し、消防、自衛隊、海上保安庁等の関係機関と連携を密にし、緊急事態への対処能力の向上を図ってまいります。

以上、現下の治安情勢と主要施策の取り組み状況等について御報告申し上げましたが、安全・安心とくしまの実現に向け、今後とも県警察が一丸となり、全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

委員の皆様方のさらなる御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

池田警務部長

私からは、お手元の総務委員会説明資料の１ページ、その他の議案等の（１）ア、徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及びイ、徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について御説明します。

まず初めに、徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の改正ですが、平成 23 年 11 月４日付の人事委員会勧告をかんがみまして、警察職員の給与改定を行うものであります。

改正の概要は、全給料表について、50 歳台を中心に 40 歳台以上の職員について給料月額を引き下げるものでございます。

また、職員の所有する住宅に係る住居手当を廃止するものであります。

以上が改正の概要でございます。施行期日は（ウ）に記載のとおりでございます。

続きまして２ページ、徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の改正ですが、国及び他の都道府県との均衡並びに東日本大震災に係る災害警備等の業務の特殊性にかんがみまして、警察職員が当該業務に従事した場合の災害警備等手当の特例を設けるものであります。

改正の概要は、（イ）にお示しのとおり原子力発電所関係として、警戒区域における作業のうち、心身に著しい負担を与える屋外作業は２万円、これ以外の屋外作業は１万円。また、屋内作業は 2,000 円、避難指示区域又は計画的避難区域における作業のうち、屋外作業は 5,000 円、屋内作業は 1,000 円、屋内退避区域における屋外作業は 2,500 円を支給するものであります。

次に、手当額の加算として、警察職員が東日本大震災の災害警備、遭難救助等の作業に引き続き５日以上従事した場合の災害警備等手当について、現行の 840 円又は 1,680 円に加え、１日につき 840 円を加算して支給するものであります。

以上が改正の概要でございますが、本条例の施行期日は、平成 23 年３月 11 日に遡及して適用すること

としております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

今井警務部参事官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

お手元の総務委員会説明資料3ページをごらんください。

交通事故が5件でございます。

1件目は、平成 23 年7月1日、小松島警察署の捜査用車両が前方の安全確認を怠り、渋滞により停車した前車に追突した人身事故でございまして、県の賠償金額を 90 万 8,795 円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成 23 年8月5日、徳島東警察署の公用二輪車が左折のため停車中の車両を追い抜く際、対向車を認めて急ブレーキをかけたため転倒し、前車に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を 10 万 9,410 円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成 23 年8月7日、徳島東警察署の公用二輪車が、交差点において青色信号で発進する際、後方の安全確認を怠り、右側右折レーンに進路変更したため同車線を進行中の車両と接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を5万 2,500 円と決定し、和解いたしました。

4件目は、平成 23 年8月 25 日、鳴門警察署の捜査用車両が前方の安全確認を怠り、信号で停車中の車両3台に追突した人身事故でございまして、対物損害に係る県の賠償金額を 106 万 1,550 円と決定し、和解いたしました。なお、本件事故につきましては、人身損について別途示談の予定でございます。

5件目は、平成 23 年9月5日、運転免許課の大型試験車両が、対向車を認め左側に寄り過ぎて民家のブロック塀と接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を3万 1,500 円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は、以上であります。

交通事故を防止するための活動を行っている警察職員が、このような基本的な過失による事故を起こしたことはまことに遺憾であり、県警察といたしましても、このことを重く受けとめ、高額な賠償事故の当事者については、勤勉手当の減額措置を行うとともに反省文を提出させるなど、再発防止に向けた措置を講じているところでございます。今後とも職員に対する指導・教養を徹底し、職員による交通事故の絶無を期する所存でありますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、その他報告事項はございません。

中山副委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

竹内委員

おはようございます。今、今井首席監察官のほうから御報告があり、今後の対応もお聞きしたわけであり

ますが、6月議会で指摘した後に5件の交通事故が発生したことは、私は大変遺憾に思っておるわけでございまして、一言苦言を呈したいと思う次第であります。
私自身、警察業務の特殊性というのは十分理解をしているつもりであります。さきの委員会では、信賞必罰という言葉を申し上げました。物損事故の場合、県民と同様に刑事罰や行政罰が科せられないということは理解しておりますが、口頭の注意や今もありました反省文を書いただけでは県民は納得しないのではないかという気がいたします。
警察の業務は治安の維持という崇高な目的があるということは重々承知いたしておりますが、それが理由になってはいけない、そういうふうに思いますし、交通事故の賠償金というのは保険が適用されているとはいいながら、県民の方々の貴重な血税ということを忘れてはならないと思います。
今、今井さんのほうからお話がありましたけれども、もう一歩踏み込んで、これを絶滅させるためには、どうするべきかもう一度お伺いをしたいと思います。

今井首席監察官
　交通事故の防止対策につきましては、あらゆる機会を通じて、職員に対する指導・教養を強化いたしておりますほか、従来からの各種教養資料を活用しての教養指導、安全運転呼称の励行の徹底、各所属に対する巡回教養の実施、交通事故防止対策推進強化期間を設けての各種施策の推進などに加えて、今回、緊急対策として、パトカー及び公用二輪車に乗車させての運転技能の指導の強化、緊急交通事故防止のための実践塾の開催を行うなど、交通事故防止対策を強く推進いたしております。
　委員御指摘のとおり、車両の任意保険につきましては貴重な県民の皆様の税金であることから、実践塾や検討会等を通じて、車両を運転するすべての職員については、いついかなる場合に交通事故の当事者となるやもしれないということをみずから考えさせる、そして、安全対策を確実に実践していくということを、職員に再認識させるための意識改革に努めてまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

竹内委員
　実践塾の開催等々、相当踏み込んで取り組んでいくという決意はよくわかりました。
　聞くところによると、この人たちは仕事が終わって、その後に事故が起きているというのが多いとお聞きしておりますが、どこかで安心して、ほっとしたすき間というのが交通事故につながっているのではないかなという気がいたしますので、ぜひ、絶滅をしていただいて、県民の皆さんが納得するように御努力をいただきたいと思う次第であります。
　井上本部長におかれましては、今回、警察庁のほうへ御栄転というお話をお聞きしました。今回のこの委員会が最後ということで、大変、一抹の寂しさも感じますけれども、御栄転ということでございますので、心からお喜び申し上げたいと思います。
　新聞報道にもありましたけれども、在任中、刑法犯認知件数を7年連続で減少させ、また、暴力団排除条例の制定等々、先ほどもお話がありましたが、三連動地震に対する備えというものも非常に速やかにされてこられた。大変、敬意を表する次第であります。

また、お聞きするところによると、県下 100 余りある駐在所のうち 90 くらい回ったというお話も聞きまして、大変感激をいたしております。

警察官という仕事は、24 時間体制というふうなことで、事件、事故の捜査や各種の活動を行っていることから、大変御多忙な中でのお仕事ではなかったかなというふうに推察をいたしております。

日本の警察は世界一なんです。その中枢でこれからも頑張られるわけでございますので、ぜひ、徳島のことも時々思っていただいて、これからも誇りを持って頑張っていただけますようにお願いを申し上げます。

本当に長い間ありがとうございました。終わります。

福山委員

今回、質問が当たっているので本会議でしようかなと思ったんですけれども、問題的にどうかなと思いまして、自転車の事故ということで、マナー云々で、きのうもあったようですが、このところそういうことがよく言われております。

こういう中で、先般、警察庁のほうで自転車は車道を通るということを各都道府県警に指示をしたと大きく報道されておりましたけれども、これはそのとおりでよろしいんですよね。

山口交通部長

委員から今お話がありましたとおり、警察庁のほうからそのような指示が出ております。

ただし、指示のとおりすべて一斉にやりなさいというものではなくて、各県の実情に応じてということになっております。

福山委員

今の答え、実情に応じてということについては後ほど聞きたいと思いますが、その前に、本県の自転車と歩行者、あるいは自転車同士の交通事故はどの程度あるのか。また、自転車の交通事故に占めるその割合というのはどのくらいあるんですか。

山口交通部長

自転車と歩行者の交通事故、自転車同士の交通事故でございますが、自転車と歩行者によります交通事故につきましては、過去5年間を見ますと、平成 20 年は9件とやや多い状況でございますが、それ以外の平成 18 年から 22 年までの4年間につきましては、おおむね4件から6件で推移をしているところでございます。本年は 10 月末現在で5件発生しているところでございます。

歩道上の事故でございますが、本年 10 月末現在、2件発生しております。過去5年間、おおむね1件から5件であります。

自転車事故に占める割合でございますが、平成 20 年の 1,002 件に対しまして発生が9件でございますので 0.9%でございます。それ以外の4年間は大体 0.4%から 0.6%で推移をしております。

本年 10 月末現在につきましては、自転車が関与する事故は 741 件発生しておりまして、そのうちの5件でございますので 0.7%を占めているところでございます。

福山委員

実際に自転車で走っている高校生、中学生の方とか、通学のときが県内では多いのですが、そういうのを見ていると、自転車道がない分、非常に危ないなというのをよく見かけるのですが、それからすれば、目に見えないちょっとした接触事故なんかがあるかもわからなくて、すごく危ないなあという気持ちがしております。

そういう中で、県内において、こういうことが通達されたということで、実情に合わせてということですけれども、今、県内の専用レーンはどの程度あるのか。また、県内において自転車の通行できる歩道はどれくらいあるのですか。

山口交通部長

自転車専用レーンでございますが、自転車が通行できる歩道は平成 22 年3月末現在の統計資料によりますと、歩道延長約 976 キロメートルのうち、その約 65%に当たる 636 キロメートルが普通自転車が通行できる歩道になっております。

次に、自転車道の整備につきましては、平成 20 年1月に警察庁と国土交通省が、自転車が絡む交通事故を抑止するため、車道と歩道の間に自転車専用道路を整備するモデル地区として、全国 98 カ所を指定しております。

そのうち、本県では、徳島駅周辺の国道 192 号、八百屋町から元町の間と佐古駅周辺の県道佐古駅停車場線沿いの2カ所が指定され整備されているものと承知いたしております。これら2カ所を含めまして、現在、約 1.6 キロメートルの間において、歩道の一部分を自転車の通行すべき場所とする、いわゆる普通自転車通行部分の指定を行っているところでございます。

また、徳島市中吉野町の県道徳島鳴門線では、道路管理者である県が約 500 メートルの間、車道外側線と歩道の間を一部青色に着色いたしまして自転車の走行位置を明示し、自転車の通行形態や歩行者の安全性、周辺交通の影響等を社会実験として、現在も検証中であると承知をいたしております。

福山委員

今、お話を聞いておりますと、本県の専用レーンというのはごく数キロですね。

歩道との併用というのが、大体3分の2くらいで、要するに3分の1が全然できていないということです。

今回のこういう通達を受けて、やはり、整備というのは国土交通省、あるいは県の土木サイドとのいろんな話し合いがあると思うわけですが、この認識というか、今回のこの通達によって、自転車の専用レーン、あるいは歩道との併用の見直し等々の話し合いはどうなんですか。

山口交通部長

委員からお話があったように、自転車道の通行環境の整備につきましては、これまでも道路管理者、国道事務所でありますとか、県でありますとか、こういった機関と連携して警察と一緒になって環境整備に努めてきたところであります。

良好な自転車交通秩序を自転車の通行環境の面から実現するためには、自転車専用の走行空間を整備

するとともに、自転車と歩行者の分離を進めていくことが必要不可欠であると判断をいたしております。
　したがいまして、引き続き積極的な働きかけを行うほか、連携、協力して計画的に整備の促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

福山委員
　今度の通達は、警察庁のほうから各都道府県警に指示が出たと新聞にも報道されております。そして、現実的には本県の場合、専用レーンが数キロ、そして、併用が3分の2しかない。それで徳島の場合は、非常にわかりづらいというか、新聞にああやって大きく車道を走れというふうに出て、徳島の場合はいいんですよというのは何かそのあたりが私は納得がいかない部分があったり、一般の県民が迷う部分も出てくるのではないかと思うんです。
　いずれにしても、徳島の場合、道路事情が非常に悪いということも事実ですし、今、山口交通部長さんのほうから、いろいろと話し合いもして、それなりに適時考えられるということですが、私は正直言うて、いろいろなお話を聞いていると、都会中心の話だというふうにも聞いたんですけれども、それだったら、大都市周辺と言っていただいたほうがいいと、本当に徳島に当てはまるのかなという気がします。
　県民自身も勘違いされたりする部分もあるし、今の現状でどういうふうにしていくのか、本部長は、また帰られてやられると思うんですが、このあたりはいかがですか。

井上警察本部長
　ただいまの御質問につきまして、私が現在理解している限りでお答え申し上げたいと思いますけれども、今回、警察庁が全国に示した方針が報道等で、自転車は車道を通行するんだというような側面がやや強調され過ぎて報道されたために、若干混乱が起きていることは否めない事実であろうかと思います。
　ああいう報道も決して間違いではございません。道路交通法上、自転車も車両の一種であって、それは歩道ではなくて、原則としては車道を通行するものであると。
　それは原則論のルール自体が、残念ながらここ三十数年来、交通弱者としての自転車を保護するために自転車の歩道通行可という規制を行い、歩道の通行を条件つきで認めるということを行ってきた。
　これが原則と例外がやや混同されるような事態が生じていることから、そうではないのですよと、原則のルールをよく御理解をいただこうと、それが大事であるという趣旨の側面がああいった報道にもつながっているのかなと考えている次第でございます。
　あと大都会かどうかということにつきましては、今回の警察庁の通達の中でも、全国一律にどういうふうにするしないというそういうような指示ではございません。東京都はこうしろ、徳島県ではこうだということでもございませんで、それぞれの道路の環境、例えば、自転車の歩道通行可という規制をいたしまして、自転車の歩道の通行を認めるという規制になっているものをどうやってどう見直すのかという際には、当然、その歩道にどれくらいの歩行者が歩いておられるのか、また、片や車道にどれくらい大型の車両等が走行していて交通量が多いのか。その辺のまさに実情に応じて、歩道がほとんど歩行者が歩いていない、片や車道に大型のトレーラーやトラックが頻繁に走行しているというところで、今、歩道の通行を認めている自転車を車道におろすということをすべての場合にしろというような指示をしているわけではないと。そういう意味でそれぞれ

の現場の状況をよく勘案して、必要な規制の見直しをいろいろな道路環境等の整備を図りつつ行っていくようにというような趣旨の指示が行われたわけでございます。

いずれにしましても、ただいまの福山先生の御指摘にもありましたとおり、そもそもの今の自転車の通行ルール、歩道を走ってもいいんですけれども、そのときには、歩行者に危険を及ぼすようなことがあってはいけないというような基本的なルール自体が必ずしも守られていない。

交通事故の件数は先ほど申し上げましたとおり、歩行者と自転車の事故というのは件数的にそう多いものではございませんけれども、そういった事故の計上に至らないような冷やりはっとするような経験、迷惑するような経験を歩行者の方がされているようなことも多々あろうかと思います。

そういった意味で自転車のマナー向上等にも今後取り組みながら、今回の警察庁の指示にありますような交通規制の見直し、そして、道路交通環境の整備に今後努めてまいりたいと考えている次第でございます。

長くなりましたけれども、お答えにかえさせていただきたいと思います。

福山委員

よくわかりました。私も新聞にこれだけ大きく取り上げられているもので、これはどうなのかなというふうに、一般的にそうとられると思うんです。今、お話を聞いて納得させていただきました。

最初、山口部長さんのほうから、その実情に合わせてということであったと思うんですけど、自動車に比べて自転車は弱者、自転車に比べて歩行者が弱者というふうな立場でございますので、まさに今、自転車のマナーの問題が本部長も言われたとおり、取り上げられて、県内でも始まっているようでございます。

こういう問題はいろんな立場で弱者が強者になったりということもございますので、今後、県警を挙げて、竹内先生から事故の問題の話もありましたけれども、みんなが注意を喚起するということをしっかりとやっていただいて、道路管理者ともしっかりと話をして、より安全な形を考えていってほしいなということをお願いいたします。

最後に、本部長、適切な御答弁をいただきまして、置き土産でよくわかりました。ありがとうございました。どうか頑張ってください。

中山副委員長

関連質問を申し上げます。委員長の立場でよろしいでしょうか。

新聞によりますと、罰則規定云々というのが書いてあったと思うんですけど、その辺のところと、徳島県におきましては、自転車というのは車道も歩道もどちらでも通行していいという判断でよろしいんでしょうか。

山口交通部長

先ほど本部長の答弁にもございましたけれども、自転車は道路交通法上、軽車両に分類されておりまして、原則としては車道を走ることとなります。

しかしながら、公安委員会規制で歩道通行可の標識、標示があるところにつきましては、歩道を走っても構わないというのが、平成 19 年までございました。

平成 19 年に道路交通法の一部が改正されまして、車道を走っている自転車、特に 13 歳未満の子供、幼

児、あるいは 70 歳以上の高齢者、こういった方々が車道を走ると非常に危険であると、実際にそういった交通事故も平成 20 年当時、過去 10 年間で比べますと、1.2 倍ほどにふえていると、そういった実情から、歩道を走れる要件を加えようと改正されたものでございまして、そのときに 13 歳未満の子供、70 歳以上の高齢者、身体に障害を抱えておられる方々、こういった方が本来自転車の性能を車道で発揮できない、危ないということで、そういった方は歩道に上げましょうという改正がなされました。ただ、これも無条件、無制限に歩道を走れるというわけではなく、歩行者がいっぱいで危ないときには警察官が指示をして、車道におりなさいということになります。

ですから、そういった法で定められた公安委員会の規制があるといいましても、自転車が無条件に歩道を走れるわけではないということでございます。警察官の指示に従わなければ、自転車の運転者というのは通行区分違反という道路交通法の違反に該当することとなります。それ以外の携帯電話の使用でありますとか、並進するとか、傘差し運転するとか、無灯火で走行するとか、こういったものはすべて道路交通法上で罰則の規定がございます。徳島県道路交通法施行細則というものがございまして、広報はやっているんですが、なかなかそれが周知できないという状態でございますので、引き続き広報にも努めてまいりたいと考えております。

古田委員

２点お伺いをしたいと思います。

１つは障害者雇用の促進の件ですけれども、きのうの徳島新聞で来秋をめどに障害者雇用促進のための条例をつくるというふうなことが報道されていたんですけれども、県警においては、今、障害者の雇用率がどうなっているのか、そしてまた、新規採用に向けてどのような状況なのか、お伺いをしたいと思います。

池田警務部長

県警におけます、平成 23 年６月１日現在の障害者の雇用率は、1.91％でございます。なお、細かい計算がございますが、法定雇用者数は充足している状況でございます。

また、来年４月１日には、警察事務の区分で１人の採用を予定しているところでございます。

古田委員

障害者雇用促進の条例を前倒しして、来年の秋までにつくりたいということですので、ぜひ、警察部門でもしっかりと雇用を進めていただきたいと思います。

次に、県西部にある会社で焼却してはならない段ボールを焼却したということで廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、それから雇用保険法などの違反で2回にわたって、略式命令で最初は 30 万円、後のほうは 10 万円の罰金という事件がありました。

この件は、告発をされたということで県警も捜査に入られたと思うんですけれども、どういう状況であったのかをまずはお伺いしたいと思います。

松岡生活安全部長

今、御質問のございました廃棄物処理法違反というもの、それと、もう一件につきましては、当方は関知しておりませんので、雇用保険のほうはわかりません。

いずれにいたしましても、これらの事案につきましては、個別の事案でございますのでその内容につきましては答弁を控えさせていただきたいと考えております。

古田委員

捜査に入られたということは事実ですよね。

松岡生活安全部長

これにつきましては、告発等でございますので、それに基づいてそれぞれの対応をしているということは当然の事実であります。

しかし、その内容の細かいところにつきましては、個別事案でございますので、先ほど申しましたように答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

古田委員

わかりました。捜査は告発に基づいてされているということで、2回、これは平成 21 年 10 月7日に廃掃法の違反ということで略式命令が出て、それから平成 22 年 12 月 24 日に雇用保険の問題があるということで、これも略式命令が出ているというふうなことです。

例えば、その産廃の業を持っているという会社であれば、業の停止とか、許可を取り消してしまうとか、そういうふうなことをすることになるんですけれども、この行政処分については、県のほうは全く略式命令が出されたときは知らなかって、県警のほうに告発があってから、県のほうへの届け出とかが、どうなっているのかという問い合わせがあって初めて、この2つの略式命令が出ているということを県が知って、そして、産廃の業を持っているところではなかったので、建設工事入札参加資格停止措置要項に基づいて、2カ月間の入札の指名停止を行ったということなんです。

私は、もし県へどうなっているのかという問い合わせがなければ、この件はそのまま行政処分はなしで済んでしまった事例ではないかと思うんです。

ですから、それぞれ独立して、警察は警察で機関が違うかとは思いますけれども、行政との関連で、正しく行政が行われなければなりませんので、県警が捜査に入って、問題があると、廃掃法の違反をしているというふうな事実を知った場合には、行政側にも伝える必要があると思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

松岡生活安全部長

ただいまの御質問でございますけれども、廃棄物処理法違反の事件処理につきましては、一般的に逮捕した事実は広報を実施しておりますが、書類送致等につきましては広報しておりません。また、知事部局への情報提供等は現在のところ行っておりません。

ただし、県から照会があった場合、これにつきましては事案ごとに個別に検討をしましてそれぞれ対応することとしております。

古田委員

県のほうに聞きますと、全然そういうことは任意で捜査されて終わってたことなので知らなかったと。その問い合わせがあって、ことしの２月か３月ごろになって初めて知ったという状況では、そういう問い合わせがなければ、これはそのまま置かれたと思いますので、やはりここのところはきちんとすべきだと思うんです。警察のほうに伝える義務はないんだというふうなことなんでしょうけれども、ここはやっぱり、お互いに県の行政をいい方向へ向けていこうということであれば、ぜひ、そこは連携を取り合って進めていただきたいというふうに思いますけれども。

松岡生活安全部長

今の御質問でございますけれども、これにつきましては、それぞれの事件の関係でございます。また、個人情報の問題もございます。

今お話がありましたように、その情報提供についての規定というものが今のところございません。そういう関係で、今のように県のほうから照会があった場合、これについて当方では個別に検討して対応しているという状況でございます。

今後、行政庁であります県からの申し出があった場合には、個別に検討して適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

長尾委員

２点ほど、１点は、竹内委員のほうから、お話のありました5件の事故の報告、これについては私も同様に今後再発防止に、６月議会のときにもお話があったにもかかわらず、こういうことが起きたということは残念なことでありまして、さらなる再発防止の努力を行っていただきたいと思います。

また、そこで県民の中には、やはりうがった見方をする方が多いと思いますので、あえて確認をさせてもらうんですが、人身事故が2件ありますけれども、その人身事故を起こした警察官に対する罰則、これについては、当然、県民と同様の罰があると思うんですが、これについて、ないとは思いますが、身内に甘いという声があるので、あえて確認をさせてもらうのですが、これはそういうことはなく、普通の県民と同様の処罰を受けたのでしょうか。

山口交通部長

警察官であろうと一般の方であろうと、交通事故が発生いたしましたら、警察署の警察官が現場に参りまして、当然、実況見分というものをやります。

そこで、警察官側に非がある場合、加害者の場合、どういった違反があったのか、安全運転義務違反、あるいはわき見運転があった、速度違反、信号無視があった、そういうことをすべて調査をいたしまして、それ相応の点数が引かれて、なおかつ罰金が来るとそういうことになっております。

長尾委員

　それを聞いて安心しました。当然、そのとおりだと思いますので、県民から疑念が起きることがないように注意を改めてしておきたいと思います。

　それから、福山委員のほうから、自転車が軽車両として歩道の上を走る、もしくは、車道の上を走ることについて、今回、警察庁のほうから、どちらかというと都市型中心的な視点での通達が来たと、それに対して、本県はどうするのかというお話がございました。

　そこで、私もわからないのでお聞きするんですが、県内を見てみると、佐古の国道192号線、ここを自転車で走ったり歩いたりするわけでありますけれども、あそこの歩道は自転車、歩行者の標示の絵が入ってて、そこにはブロックの色が違うようになっています。

　このブロックの色というのは、管理者のほうで勝手に決めてやっているのかどうか、日本全国の国道は同じ色で表示をしているのか。また、整備局によって違うのか、これをお聞きしたい。

山口交通部長

　その件に関しましては統一したものはございません。地域の実情に応じて、管理者のほうで決めているというものでございます。

　ただ、中吉野町にあります水色の自転車専用レーンでございますが、これにつきましても特別に定めはございません。

　全国的に見ますと、青色で染色しているというのが多いようでございますが、格別の定めがあるというものではございません。

　道路上に定めのあるものといたしましては、道路の標識標示令により定められておりまして、これは例えば、基本的には中央線でありますとか、波線でありますとか外側線でありますとか、こういったものは白、規制関係につきましては黄色となっております。これは全国統一で定められていると。それ以外につきましては、おおむね自転車レーンなどは、大体全国的に水色や青色で塗られておりますけれども統一されたものではございません。先ほど言いましたように道路管理者のほうでされているということでございます。

長尾委員

　当然、免許証の試験を受けるについても、いろんな標識は日本全国統一の標示があって、これはどこに行っても同じだと。

　しかし、今のお話だと軽車両である自転車は、走るところが都道府県によって違う、もしくは、今の話だと国道によって違う、四国だとか地方整備局によってその国道の自転車道の色が違うというのは果たしていいものかどうか。

　これはぜひ、県警本部長が警察庁のほうの交通をされるのであれば、果たしてこれらのことがいいのかどうか、違いがあっていいという御意見もあろうかと思うけれども、少なくともその交通法規、もしくは今あった真ん中の線は白とか、黄色とか、日本は信号でも赤、黄色、青とそういう統一したものがあって、どこに行っても同じ標示をしているというのが、当然、安全・安心につながっていくものではないかと思います。

これは国において議論していただく必要があろうかと思いますし、当然、警察と国土交通省の関係、さらには県内でいうと、今、モデル的にというふうな話がありましたが、市民病院から田宮街道に行くところに、ちょっと派手な色だけど、水色の、あれがモデルで県下の今後こうした議論が起きたときに車道にあの色で全部やってしまうのか、それとも道路管理者によって、うちの市は、うちの町はこの色がいいねなんていうことになるのか。

それとも県警としては、徳島県内はこの色でいくんだというそういう方針というものがあるのか、お聞きをしたいと思います。

山口交通部長

今のところ、そういった自転車専用レーンでございますけれども、何色でやるのかということについては協議もいたしておりませんし、市町村バラバラでいいと考えているものでもございません。

今現在、検証中ということでございますので、その結果を待って、当然、道路管理者と県警も協議をいたしまして、どのようにやっていくかということについて進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

今のお話では、全国的にはこれからの話でありますが、県内においても統一基準がない、そういう中で先ほどの話では県なり市町村の道路管理者と協議をしてやっているというようなお話でございました。

やっている、これからやるというのであれば、早急にきちんとした結論を出さないと対応のしようがない。バラバラでやってしまうという可能性が十分あると思います。

やはり、先に国が決めるのか、いや先に県が決めるのか、このあたりのこともあるんですが、この辺についてはどのようにお考えですか。

山口交通部長

今のところ、徳島県の場合は自転車専用レーンというのがございません。したがいまして、あくまでも道路管理者のほうが試行としてやっていると。

それが実際に自転車専用レーンとして、効果的なのか、聞くところによりますと、自転車専用レーンとして広報もして新聞報道等もやっていただきましたけれども、自転車が逆走してくる、あるいはバイクと混在して危ない、あるいは人が歩く場合もあるというさまざまな問題点もあるようでございます。

したがいまして、そういったことも含めまして、自転車だけが走るレーンというのはどのような形であるべきなのか、そのときにはどのような色をつけるべきなのか、あるいは縁石等で物理的に隔離すべきものなのか、そういったことも含めまして、今後、検討の課題ではあろうかと考えておりますけれども、引き続き道路管理者等とも協議を重ねまして、また全国の実態等も検証いたしまして、詰めてまいりたいとこのように考えております。

長尾議員

要は、徳島県警本部として、いち早く決めて全国に発信するということはあるのか、もしくはそれはなくて、国の動きを見てやるのか、どうですか。

山口交通部長

本来でありましたら、できれば県警発ということでやりたいとは考えておりますけれども、全国的には既に自転車専用レーンの運用をしている都道府県もございます。

したがいまして、後から手を挙げて、徳島県のやり方に従いなさいということもまず困難であろうと考えておりますので、既に先進県等々の話もお聞きして、徳島県の実態と合わせて進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

いずれにしても、これだけ全国的に話題となっている問題でありますので、国においては早急にこれも対応していただく、県においても、とにかく事故防止のために早急に手を打っていただきたいと要望して終わります。

児島委員

井上本部長におかれましては、本当に徳島県の在任中、全国に誇れる交通事故死者数を減していただいた御実績もございますし、刑法犯につきましても従来よりも解決をしていただいたということで、本部長の本県における御実績に心から感謝を申し上げたいと思います。

本当にありがとうございました。

私も予定をしていなかったのですが、やはり1点だけ、本部長さんも力を入れていただいて、そういった人身事故とか死者数は減っているわけでありますが、冒頭にも御説明がありましたように、職員の皆さん方の交通事故について、今回も報告があったわけであります。そこで、今回の二輪車、普通車の公用車の運転をされていた年齢層のことをまず知りたいわけでございますがわかりますでしょうか。

中山副委員長

小休します。(11 時 40 分)

中山副委員長

再開します。(11 時 41 分)

今井首席監察官

今回、専決処分の報告をさせていただきました各事故の当事者となった職員の年齢でございますが、第1事案につきましては 26 歳、第2事案につきましては 20 歳、第3事案につきましては 23 歳、第4事案につきましては 39 歳、最後の第5事案については 40 歳の各職員でございます。

児島委員

私も大体予測はしていたわけでありますが、年齢の若い方が多いということは今の御報告のとおりでなか

ろうかと思います。

特に前回質問をさせていただいたように、今、警察におきましても、半分以上は30歳代、20歳代ということで、若年化している中で、やはり、これから治安を守り、そして、また交通も含めて、県民の命を守っていく警察官にとりましては、一番の問題点はそういった若年層が組織を占めているというのが、やはりこういった交通事故1つを見ても、心配しているところでございます。

そして、この対策につきましては前段御報告をいただいたわけでございますが、やはり、今、そういった事件の出動に対して、パトカーとかいろんな運転をされているのは若い方が多いわけでございますが、事故に象徴されるわけではないのですけれども、先輩方に十分御指導いただいて、1件でもこういった事故が少なくなるようなこれからの内部の御指導というのを、ぜひともこの機会にお願いをしておきたいと思うわけでございますので、この点、これからの指導方法につきまして御答弁をいただいて、私の質問を終わります。

池田警務部長

御指摘のとおり、若年層が多くなっております。世代交代の時期でございまして、当県でも精強な第一線警察構築のための総合プランに基づきまして、いろいろ指導しているところでございます。

特に、交通事故につきましては、やはり若年層が多いこと、また、運転の未熟な者が多いということがございまして、現在、警察学校において実際に実務教養をやっておりまして、二輪に乗せたりして、こういう事故等の実態を踏まえ、さらに強化して行うということをやっております。

また、若手が各職場、警察署に配置になっておりますが、やはり、その職場での教養を短時間でもいいので、常に繰り返して行うということも強化しているところでございます。

また、先ほど答弁いたしましたが、今回、事故を起こした者は、やはり運転技術が未熟なのだろうと、また、警察官としても未熟だということで、近々、緊急に集めまして特別教養を行い、適性検査等を行って弱点を教える、また、実技なども何回もやらせて教えるということを行ってまいりたいと思います。

いずれにしましても、若年層はほかの業務につきましても、やはり未熟な者が多いということですから、指導教養、学校での教養、職場での教養、また、こういう問題事案が起きれば弱点を補強する教養をしっかりと行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中山副委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

この際、委員各位に井上警察本部長から、あいさついたしたい旨の申し出がありますので、これを受けることにいたします。

井上警察本部長

先ほど来、身に余るねぎらいのお言葉をいただきましてまことにありがとうございます。

私ごとではございますが、この 11 月 21 日付をもちまして、警察庁交通企画課長へ転任することとなりました。
一昨年 10 月の着任から2年余り、本県の治安維持のため微力を尽くすことができましたのも、委員の先生方の御懇篤な御指導のおかげであるものと考えております。
まことにありがとうございます。
御承知のとおり、目まぐるしく変化をいたします社会情勢のもと、県下の治安情勢は大変厳しい状況にございます。
今後とも、県警察が県民とともに力強く歩んでまいることができますよう引き続き御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。
結びに総務委員会の先生方の今後ますますの御健勝と御活躍を心より祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。
本当にありがとうございました。

中山副委員長
議事の都合により、休憩いたします。（11 時 47 分）